

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約

日本国及びタイ王国は、

刑の執行において協力することを希望し、

刑を言い渡された者の更生及び社会復帰を促進することを希望し、

これらの目的が、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対して当該外国人の属する社会においてその言い渡された刑に服させる機会を与えることによつて最もよく達成されることを考慮して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国をいう。
- (b) 「受入国」とは、刑を言い渡された者が移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。
- (c) 「刑を言い渡された者」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として行う決定によつて、拘禁その他の

形態の自由をはく奪する刑を言い渡された者をいう。

- (d) 「刑」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として決定する刑罰又は措置であつて有期又は無期の自由のはく奪を伴うものをいう。

第二条 一般原則

移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができる。

第三条 移送の条件

刑を言い渡された者については、次のすべての条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

- (a) 刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成するものであること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成するものであること。
- (b) 刑を言い渡された者が、受入国がこの条約の目的のためにその法令に従つて定める受入国の国民であること。

- (c) 刑を言い渡された者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること。
- (d) 刑を言い渡された者が移送国においてその法令に定める最小の期間既に拘禁されていること。
- (e) 移送の要請を受理した時に、刑を言い渡された者の刑に服すべき期間が少なくとも一年残されていること。
- (f) 移送国及び受入国が移送に同意していること。
- (g) 刑を言い渡された者が移送に同意していること。

第四条 移送の拒否

刑を言い渡された者についての移送の要請は、次のいずれかの場合には、この条約に基づいて拒否される。

- (a) タイ王国が移送国である場合において、刑を言い渡された者がタイ王国の法令に基づき、次のいずれかの犯罪について刑を言い渡されているとき。
 - (i) 国家の対内的又は対外的な安全に対する犯罪
 - (ii) 国家元首又はその家族の構成員に対する犯罪

(iii) 国家的文化財の保護に対する犯罪

(b) 移送国において、判決が確定していない場合又は刑が科せられる理由となった犯罪に係る他の法的手続若しくは当該犯罪以外の犯罪に係る法的手続が係属中である場合

(c) 刑を言い渡された者の移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合

第五条 移送に関する手続

1 締約国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用の対象となるものに対し、この条約の内容を通知するよう努める。

2 刑を言い渡された者がこの条約に基づいて移送されることについて移送国に対して書面により関心を表明した場合には、移送国は、その旨を受入国に対して通報する。通報を受けた受入国は、刑を言い渡された者が行った関心を表明する申出をその法令に従つて考慮するものとし、移送国が求める場合には、受入国が当該申出について行った決定を移送国に対して通報する。

3 この条約に基づくすべての移送に関する手続は、外交上の経路を通じ、受入国から移送国に対する書面

による要請により開始される。移送国は、外交上の経路を通じ、かつ、遅滞なく、移送の要請を受け入れるか否かについての決定を受入国に対して通報する。移送国が当該要請を受け入れる場合には、両締約国は、刑を言い渡された者の移送を実施するために必要なすべての措置をとる。

4 移送国は、受入国に対し、次に掲げる情報又は文書を提供する。

(a) 刑の根拠となった事実に関する説明書

(b) 刑期、刑の開始日及び終了日、刑を言い渡された者が既に刑に服した期間並びに拘禁の期間の短縮に関する情報

(c) 刑を言い渡された者に関する刑を含むすべての判決書の認証謄本及びそれらの判決の根拠となった法令の認証謄本

(d) その他の追加的な情報であって受入国が求めるもの。ただし、そのような情報は、刑を言い渡された者の移送又はその刑の執行の継続にとって重要性を有し得るものに限る。

5 受入国は、移送国が求める場合には、移送国に対し、次に掲げる情報又は文書を提供する。

(a) 刑を言い渡された者が受入国の国民であることを示す文書又は説明書

(b) 移送国において刑が科せられる理由となった作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成するものであること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成するものであることを示す受入国の関係法令の写し

6 移送の要請をする前又は移送の要請を受け入れるか否かを決定する前に、いずれの一方の締約国も、他方の締約国が求める場合には、当該他方の締約国に対し、関連する情報、文書又は説明書をできる限り提供する。

7 移送国は、受入国が希望する場合には、受入国に対し、移送に先立ち、刑を言い渡された者の同意が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって行われたことを、受入国の指定する公務員を通じて確認する機会を与える。

8 移送国の当局による受入国の当局への刑を言い渡された者の引渡しは、両締約国が合意する日及び移送国内の場所において行われる。ただし、両締約国が合意する場合には、受入国内の場所において行われる。

第六条 管轄権の保持

1 刑がこの条約に従って執行される場合には、移送国は、その裁判所が言い渡した刑を含む判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について専属的な管轄権を保持する。

2 移送国は、特赦、大赦又は刑の減輕を認めることについて専属的な管轄権を保持する。

第七条 刑の執行に関する手続

1 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令及び手続（拘禁その他の形態の自由のはく奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放、条件付釈放、刑の執行の減免その他の措置による拘禁その他の形態の自由をはく奪する期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

2 3の規定に従うことを条件として、受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国は、刑の執行の最長期間に関する受入国の法令に従い受入国において刑の執行を継続する期間が刑を言い渡された者の服さなければならない刑期の残りの期間よりも短くなるような方法により移送国の裁判所が決定した刑を執行する場合には、その旨を移送の要請及び当該法令とともに移送国に対して通報する。この場合において、移送国は、当該要請を拒否する権利を有する。

3 受入国は、いかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならない。受

入国により執行されるべき刑は、移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。

4 移送国が刑を含む判決を変更し若しくは取り消し、特赦、大赦若しくは刑の減輕を認め、又はその他の措置により刑期を短縮し若しくは刑を終了させる場合には、受入国は、その旨の決定の通報を受け、当該決定に基づいて刑を執行する。

5 受入国は、刑を言い渡された者が受入国の法令に従えば少年として分類される場合には、移送国の法令に基づくその地位にかかわらず、当該刑を言い渡された者を少年として扱うことができる。

6 受入国は、次の場合には、移送国に対し、刑の執行に関する情報を提供する。

- (a) 刑を言い渡された者が仮釈放若しくは条件付釈放を認められる場合又は刑を言い渡された者が刑を終えて釈放される場合
- (b) 刑の執行が終了した場合
- (c) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走し、又は死亡した場合
- (d) 移送国が報告を求める場合

第八条 費用

刑を言い渡された者の移送及び移送後の刑の執行に要する費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、受入国が負担する。受入国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

第九条 言語

移送の要請は、英語で行う。第五条4及び6並びに第七条4に規定する情報又は文書は、移送国の言語により提供する。

第十条 時間的適用範囲

この条約は、その効力が生ずる日前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

第十一条 協議

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十二条 効力発生及び終了

1 この条約は、批准されなければならない、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限り速やかに東京で行われるものとする。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。この条約の終了は、当該通告の受領の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千九年七月二十二日にブーケットで、ひとしく正文である日本語、タイ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びタイ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

中曾根弘文

タイ王国のために

カシット・ピロム